

本能寺・本興寺文書の禁制について

太田晴道

はじめに

京都本能寺・尼崎本興寺の両大本山が所蔵する古文書は実に多量で、就中、中世文書は量・質ともに勝れ、日本史・宗門史研究の貴重な史料として多く利用されている。

両山が所蔵する中世文書の中、史学上注目されているのが公武関係の文書である。公家文書に比べて武家文書の量が多いことは言うまでもないが、刮目すると、管見の限り日蓮門下寺院中、両山が最も多く禁制まじげを所蔵していることが判明する（表Ⅰと末尾の表Ⅱ参照^①）。表Ⅰで明らかのように、本能寺には一〇点、本興寺には一九点（但、内一点は本興寺と無関係と思われる^②）の禁制が現存している。

以下、本稿では「本能寺文書」（以下「能文」と略称）・「本興寺文書」（以下「興文」と略称）の禁制の内容と、それらの禁制が如何なる情況のもとに発給され、両山が武家側により、どのような保護を受けたかについて考察を加えてみたい。

尚、本興寺所蔵の禁制を資料として書かれた論文に脇田修氏「尼崎地域と寺内町^③」があり、本稿もそれに拠るところが多い。

本能寺・本興寺文書の禁制について

〔 表 I 〕

本能寺・本興寺文書禁制一覽

本能寺・本興寺文書の禁制について

	年月日	文書	発給者	宛所	様式
1	天文15/12/10	能文	三好之虎	本能寺	中間
2	天文17/12/—	能文	三好長慶	本能寺	直状
3	天文18/3/—	興文	三好宗三	摂州尼崎本興寺并西門前	中間
4	天文18/4/2	興文	進藤貞治	摂州下郡尼崎本興寺并門前	中間
5	天文18/4/2	興文	塩川国満	尼崎本興寺并西門前	直状
6	天文18/4/2	興文	細川晴元	摂州下郡尼崎本興寺并門前	直状
7	天文18/4/6	興文	伊丹親興	本興寺并門前	直状
8	天文18/7/—	能文	三好長慶	本能寺	直状
9	天文19/7/—	能文	芥河右近大夫	本能寺	直状
10	弘治2/3/—	興文	三好長慶	本興寺門前寺内貴布祢屋敷	直状
11	弘治2/8/—	興文	三好政生	摂州尼崎本興寺并西門前	中間
12	弘治3/9/16	能文	幕府奉行人連署	本能寺	奉禁制
13	永禄1/6/—	興文	三好之康(之虎)	摂州尼崎本興寺并門前	直状
14	永禄1/7/—	興文	安宅冬康	摂州下郡尼崎本興寺并門前	直状
15	永禄4/閏3/17	能文	六角氏奉行人連署	本能寺	中間
16	永禄5/3/23	興文	六角氏奉行人連署	摂州尼崎本興寺并西門前	中間
17	永禄6/5/8	興文	某	摂津国尼崎本興寺西門前	直状
18	永禄6/5/13	興文	幕府奉行人連署	本興寺并門前貴布祢屋敷	奉禁制
19	永禄8/10/15	興文	池田勝正	摂州尼崎本興寺并西門前	直状
20	永禄11/6/—	能文	篠原長房	本能寺	中間
21	永禄11/7/12	能文	幕府奉行人連署	本能寺境内	奉禁制
22	永禄11/9/—	能文	織田信長	本能寺	直状
23	永禄11/9/—	興文	織田信長	尼崎本興寺并寺中	直状
24	永禄11/10/5	興文	幕府奉行人連署	尼崎内本興寺	奉禁制
25	元龜1/10/10	興文	篠原長重・実長連署	摂州尼崎本興寺西門前寺内	中間
26	元龜1/10/10	興文	某	本興寺門前寺内貴布祢屋敷	直状
27	元龜1/12/—	能文	織田信長	本能寺	中間
28	天正2/3/吉	興文	荒木村重	本興寺門前貴布祢屋敷	直状
※	永禄5/3/—	興文	根来寺快秀	摂州難波寺内	直状

(註) 文書の「能文」とは本能寺文書、「興文」とは本興寺文書を指す。

一 両山所蔵禁制の概観

両山所蔵の禁制数は、すでに述べた通りであるが、三好氏関係のものが最も多いことが表Iで明らかである。芥河右近大夫と安宅冬康は三好氏の親族で、篠原長房・同長重・同実長は重臣である。池田勝正も三好氏に属する武将であった。このことは三好氏の勢力圏と関係するもので、阿波の三好氏が京畿に進出して次第に勢力を強め、天文十七年（一五四八）には主君細川晴元に叛き、ついには八カ国を版図とする大大名となつたため、勢力圏内の神社はこぞ禁制の交付を依頼し保護を求めたわけで、本能寺・本興寺も同様であった。但し、日蓮門下寺院の中、両山に三好氏の禁制が多いことは、三好長慶の父元長が両山末の堺頭本寺の大檀越であつたことと無関係ではないと思われる。頭本寺には元長の墓があり、そして位牌所であつたことは、次の「頭本寺文書」安宅冬康判物（冬康は元長子、長慶弟）により明らかである。

当寺儀、開運為位牌所寄宿事、長慶・之虎被免許之者、於冬康別而信心之条、聊不可有相違者也、仍状如件

天文廿四

二月二日

堺南庄

頭本寺

(安宅)
冬康(花押)

また、「足利季世記」には弘治二年（一五五六）六月十五日、長慶が頭本寺で父元長の二十五回忌法要を盛大に営んだと記されている。⁽⁷⁾ こうした三好氏と頭本寺の關係が、両山の三好氏禁制と深く係っているであらうことは想像できる。「証如上人日記」天文二十一年（一五五二）二月六日条に、

本能寺・本興寺文書の禁制について

本能寺・本興寺文書の禁制について

尼崎日蓮衆為本興寺、彼尼崎惣社之地構寺内、家数立之、可令福貴造意既相調、令歟初、安宅於令渡海、彼日蓮(冬康)
共可取立之段、必然之由候間、自然日蓮覚取立候者手始ニ成候間、(8)

とあり、本興寺と安宅冬康の關係が知られ、「興文」の弘治二年三月三日付本興寺宛三好長慶寄進状(9)によって、本興寺と三好長慶の關係が知られるのも証左となろう。

禁制とは支配者が配下の者に禁止事項を広く知らしめるために作成した文書であり、主として寺院・神社・町などに対して発給され、それらを保護するための制札である。今谷明氏によると、禁制は書止文言かきとめごんごんにより、左の三様式に分類できるといふ。(10)

(一)奉禁制ニ発給者の家臣が主人の意を奉じて下したるもの。「……堅被停止訖、……可被処嚴科之由、所被仰下也、仍下知如件」

(二)中間様式ニ発給者が主人の意を重んじて下したるもの。「……可被処嚴科者也」

(三)直状禁制ニ発給者自身が下したるもの。「……堅令停止訖、……可処嚴科者也、仍下知如件」

畿内における奉禁制の多くは室町幕府が発給したものであるが、両山の天文年間の禁制にそれがないのは、細川・三好氏の権力が強かったことを示している(11)（畿内の日蓮門下寺院の禁制も同様）。しかしこの時期、幕府が禁制を全く発給しなかつた訳ではないから、畿内日蓮門下寺院の多くは、幕府よりも直接の支配者である細川・三好氏の庇護を求めたことがわかる。尤も、天文五年（一五三六）の天文法難により、京都の法華諸山は悉く焼かれ、京都での居住と布教が禁止され(12)、以後同十一年十一月十四日帰洛の勅許が下されるまで、京都の法華諸山に対して禁制が発給されるわけがなかつた。(13)(14)

両山禁制の宛所について言うならば、「能文」の禁制は本能寺・本能寺境内となっていて一般的であるのに対し、

「興文」の禁制には本興寺と門前（西門前）、あるいは本興寺と門前貴布祢屋敷とあるものが多く、注目されるころである。殊に後者は寺内町を指すもので、本興寺には旧来の門前町と新建設の寺内町があって、本興寺の寺領として多くの特権を得て繁栄していたことが知られる。⁽¹⁵⁾

二 本能寺文書の禁制

紙数の関係で、両山すべての禁制について一々原文を掲げて考察を加える訳にはいかないが、重要と思われるもののみ原文を引用し、全体の概説を試みることにする（文中の○で囲んだ数字は、表Ⅰの文書番号を示す）。

本能寺の禁制の初見は、①天文十五年（一五四六）の三好之虎禁制である。

禁制

本能寺

一 当手軍勢甲乙人等濫妨狼籍事^(籍)

一 伐採竹木事

一 寄宿事 付相懸矢錢兵糧米事

右条々堅被停止訖、若有違背之族者、速可被処嚴科者也、仍下知如件

天文拾五年十二月十日

(三好之虎)
豊前守(花押)

発給者三好之虎は、三好範長（後長慶）の弟である。内容は三好家の軍勢が本能寺に対して乱妨狼籍を働くこと、

本能寺・本興寺文書の禁制について

境内の竹木を伐採すること、寄宿すること、矢銭や兵糧米を課すことなどを禁じたもので、禁制として一般的なものである。同年九月二十五日本能寺は範長より寄宿免許状を得ており、右禁制は、それに依って下されたものと思われる。様式も之虎が範長の意を重んじた中間様式となっている。当然、本能寺では範長免許状と之虎禁制を得るため相当の制札銭を支払ったと思われるが、それに関する史料は残っていない。

①の発給者豊前守が三好之虎であることは花押の照合により判明するが、①を発給した時点での実名は今一つはっきりしない。之虎は義賢・実休じつぎゅうの名で知られているが、前名を之虎・之康と称したという。しかし、之虎発給の文書中に義賢の名は実在せず、之虎の実名は前に引用した「願本寺文書」天文二十四年の安宅冬康判物に見え、之康という実名は「細川両家記」永祿元年（一五五八）八月十九日条に見えることから、①の文書名は三好之虎禁制とするのが妥当と考える。「興文」⑬永祿元年六月日付三好之康禁制は署名が①と同じく豊前守とあり、花押も同じであるが、右の徴証により之康禁制とした。⁽¹⁹⁾

①が発給された天文十五年は、管領細川晴元と前管領細川高国の養子氏綱とが争っている最中であった。三好範長は晴元方の軍司令官として各地に転戦したが、八月には堺で氏綱・遊佐長教の連合軍に包囲され敗退した。堺頭本寺の天文十五年八月日付遊佐長教禁制⁽²⁰⁾はこの時のものである。天文十五年の禁制を一覧すると、氏綱方のものが圧倒的に多い。そうした中で、本能寺が氏綱方に禁制を求めず、範長から寄宿免許状を得たのはなぜであろうか。十月、之虎は阿波・讃岐の兵を率いて晴元・範長赴援のため堺に着陣、反撃を開始した。恐らく本能寺は、三好氏の本拠地である阿波・讃岐・淡路などの寺院を通じ、之虎出陣の情報を得ていたのかも知れない。また、本能寺は再建に着手しており、前年八月二日には細川晴元より旧地が安堵されている関係から、晴元方の範長に保護を求めたものと考えられる。かくして、十二月に本能寺は之虎禁制を入手することになったのである。之虎は、これより前の十一月十一日、

大山崎庄にも禁制を掲げている。⁽²²⁾

②天文十七年の三好長慶禁制は、①と同じく一般的なものであるが、相違点は寄宿禁止が無いことと、直状ということである。

禁制

本能寺

一 当手軍勢甲乙人乱入狼籍事^(籍)

一 剪採山林竹木事

一 相懸箭錢兵糧米等事

右条々堅令停止訖、若於違犯之族者、速可処敵科者也、仍下知如件

天文十七年十二月日

(三好長慶)
築前守(花押)

三好範長が長慶と改名したのは、天文十七年五月〜八月の間と推定される⁽²³⁾。したがって、②は三好長慶禁制とする。さて、天文十六年七月、晴元方の三好範長(長慶)・同宗三(政長)等は、摂津舍利寺の合戦で細川氏綱・遊佐長教の軍を敗り、ついで河内高屋城を攻めて範長と長教は和議を結び、氏綱は逼塞した。晴元政権は一時安定を取り戻したが、それも束の間、翌十七年の夏頃には長慶と宗三の対立が表面化し、晴元が宗三を庇護したため、ついに長慶は長教と謀って氏綱を擁し、叛旗を翻した。こうした晴元政権内部の対立を察知した京都の清涼寺や大徳寺、摂津の極楽寺などは先を争って長慶より禁制を得た。本能寺が②を得たのは全面戦争状態に入ってからのことである。②と同じ時期に、山城東福寺も長慶より禁制を得ている⁽²⁴⁾。禁制発給の制札錢が長慶の軍資金となったであろうことは想像できるが、寺社にとっては何よりも法城・神域を戦禍から守ることが第一であったのである。

本能寺・本興寺文書の禁制について

本能寺・本興寺文書の禁制について

⑧天文十八年七月日付三好長慶禁制は、②と文言が少し相違するが同内容である。⁽²⁵⁾これと同じ日付で長慶は山城淨福寺・清水寺願成就院・禅林寺・金蓮寺に禁制を掲げ、長慶の弟十河一存は大山崎に、遊佐長教は知恩院に禁制を掲げている。それに先立つ六月二十八日には、京都妙蓮寺が長慶の一族芥河孫十郎より禁制を得ている。⁽³²⁾

長慶軍と晴元・宗三軍との戦いの主戦場は摂津であった。晴元の援軍として、近江六角勢も出陣したが京都の東寺より南下することはなく、一部の先遣隊が摂津に進出しただけと思われる。「興文」④天文十八年卯月二日付六角定頼老臣進藤貞治禁制が、それを示している。同年六月二十四日、江口の合戦で宗三は敗死し、晴元は逃亡、六角勢は近江へ退陣した。七月九日、長慶は上洛。かくして幕府不在（將軍足利義藤（後義輝）は晴元側について近江へ逃し）の京都は長慶が支配することになったのである。⑧は、そうした情勢下で本能寺保護のために発給されたものである。

禁制

本能寺

一 当手軍勢甲乙人乱妨狼籍事^(籍)

一 陣取事 付放火事

一 矢銭相懸兵糧事^{付殺生事}

右条々堅令停止訖、若於違犯輩者、可処嚴科者也、仍如件

天文拾九七月日

右近大夫（花押）^(芥河)

右の発給人右近大夫は、三好氏の一族芥河長光の子で、長慶の妹婿にあたる芥河孫十郎と同一人物である⁽³⁴⁾（前述の妙蓮寺へ禁制を掲げた人物）。

天文十九年（二五五〇）は、京都を支配する長慶軍と、それを奪還せんとする将軍・晴元・六角軍との戦闘に明け暮れた。三月二十八日、摂津にあって只一人晴元方であった伊丹親興が尼崎本興寺で長慶と会見し、遊佐長教の調停により和議が成立⁽³⁵⁾、摂津は一円に長慶方となった。七月には洛中で合戦があり、晴元軍は鉄砲を使用するが（史料上、鉄砲実戦使用の初見）、以前本能寺が晴元に献上した鉄砲⁽³⁶⁾と関係があると思われる。⑨は、こうした時期に発給されたものである。同月日付で長慶は山城革島庄に、十河一存は同禅林寺に禁制を掲げ、晴元方の三好政勝（宗三子）と前越後守藤原某（香西元成カ）は京都妙頭寺⁽³⁷⁾に禁制を掲げており、諸寺が両軍に保護を求めたことがわかる。

⑩弘治三年九月十六日付幕府奉行人連署禁制は、足利義輝の奉行人松田頼隆・諏訪晴長が連署したものである。

この時期、義輝は朽木に亡命中であり、長慶は畿内近国八カ国を版図とする全盛時代であった。今谷明氏の研究によると、天文二十二年六月から永禄元年九月に至るまでの五年間は幕府奉行人奉書（禁制も含まれる）は激減している⁽⁴⁰⁾。これは、幕府機能の低下を示すものであるが、そのような時期に、何故本能寺が幕府から禁制を得たか明らかではない。恐らく、義輝・晴元・六角氏の長慶に対する大攻勢が予測されたからかも知れない。⑫と同年の九月十日には清水寺成就院に、九月二十三日には大徳寺諸塔頭同門前に幕府から禁制を下されている。翌四年（永禄元・一五五八）五月六日には妙頭寺も幕府の禁制を得ている。義輝が長慶と和して入洛したのは、十一月二十七日のことである。「能文」⑭永禄十一年七月十二日付幕府奉行人連署禁制が、足利義昭（この時は将軍に就任していない）の入洛前に発給されたのと⑯は情況が似ているように思われる。

永禄四年、すでに河内・大和をも併呑した長慶が次に狙うのは近江と感じた六角承禎（義賢）は長慶打倒の兵を挙げた。諸書では、その時期を七月二十八日とするが、筆者は「能文」の（永禄四年）後三月十七日付六角承禎書状と六角義弼（承禎子）書状に「就在陣」とあることにより、閏三月頃と推定する。法華諸山は叡山との争いから六角氏

本能寺・本興寺文書の禁制について

と関係が深く、六角氏の動きを知った本能寺が逸早く得たのが次の⑮である。これは前の六角父子の書状と同月日付のものである。

禁制

本能寺

一軍勢甲乙人乱妨狼籍之事

一寺内放火伐採竹木事

一相懸矢銭兵糧米一切非分課役事

右条々堅被停止訖、若違犯輩在之者、可被処嚴科者也、仍下知如件

永祿四年閏三月十七日

(宮木カ)賢広

右近大夫(花押)

(平井定武)

右兵衛尉(花押)

右は従来、室町幕府禁制とされてきたが、今日では六角氏奉行人連署禁制であることが明らかである。⁽⁴⁵⁾ 第三条の非分課役の禁とは、不法な課役を負担させてはならないということである。この禁制以後、翌五年四月二十四日に至るまでの間、六角氏奉行人は山城に十八点の禁制を掲げており(その中には本法寺⁽⁴⁶⁾・妙蓮寺⁽⁴⁷⁾が含まれている)、摂津では本興寺に⑩禁制を掲げている。

永祿五年三月六日、前日に三好実休が泉州久米田で戦死したとの知らせを受けた京都の三好軍は退却し、六角承禎は京に入った。本能寺が六角氏より禁制を得ていたことは、正解であったといえよう。しかし、同年六月二日、承禎は同盟軍畠山高政の敗北を知り、長慶と和睦して近江へ退いている。本能寺の六角氏禁制は、それで反故となったのである。

永祿七年（一五六四）、長慶が没し、義継（重存・義重）が家督を継ぐが、義継は松永久秀・三好三人衆（三好長逸・同宗渭・石成友通）と謀り、翌八年五月十九日、阿波の足利義榮（義親）を將軍にするため義輝を殺した。義榮擁立は名目的なものであるから、ここに三好氏の天下が到来したわけであるが、それも束の間、十一月には松永久秀と三人衆の対立が表面化し、ついに両者は断絶、摂河泉三国と大和が戦場となった。同九年六月、阿波の三好氏重臣篠原長房が義榮の先鋒として兵庫に着陣。同十年二月には、こともあろうに三好家総領の義継が、三人衆と隙を生じて松永久秀のもとへ走ったのである。以後、義榮・三人衆・長房等と久秀・義継・畠山高政等の合戦が各地で展開される。⑳永祿十一年六月日付篠原長房（署名は右京進橋とある）禁制は、⁽⁴⁸⁾そうした中で発給されたものである。当時、洛中は三人衆の支配下にあった。

㉑永祿十一年七月十二日付幕府奉行人連署禁制については、前にも少し触れた。

禁制

本能寺境内

一 軍勢甲乙人等乱入狼藉事

一 伐採竹木事 付寄宿事

一 相懸非分課役事 付殺生事

右条々堅被停止訖、若有違犯之輩者、速可被処嚴科之由、所被仰下也、仍下知如件

永祿十一年七月十二日

(諏訪晴長)

(前信濃守) 神宿祢（花押）

(松田頼隆)

散位 平朝臣（花押）

故足利義輝の弟義昭（義秋）は三好三人衆を討って京に入ろうとし、種々の工作を続け、織田信長の力を借りるこ

本能寺・本興寺文書の禁制について

本能寺・本興寺文書の禁制について

とになった。義昭が入洛の宿願を果たすため、越前を発つたのが永禄十一年七月十三日のことであるから、⁽⁴⁹⁾①が発給されたのは、その前日ということになる。この時点での將軍は摂津富田にいた義栄であるから、義昭が幕府禁制を発給するのはおかしいが、当然義昭は義栄の幕府を認めていないから、再興幕府としての機能は活動していたものと考えられる。信長が上洛の軍を進めたのが八月七日のことで、近江の六角氏を破り、京都の三人衆を追い払い、義昭と信長が入京したのは二十六日であった。まさに、本能寺が義昭から禁制を得たことは、先見の明があったと言える。翌九月、信長は諸方の寺社に対して禁制を発給している。その一つが②永禄十一年九月日付禁制で、内容も一般のものである。他には山城妙伝寺⁽⁵⁰⁾・妙頭寺⁽⁵¹⁾等に禁制が掲げられ、「興文」⁽⁵²⁾禁制も同じである。同月二十日には、義昭が京都妙蓮寺に禁制を掲げている。十月二十九日、義昭は故細川氏綱亭より本能寺へ移り、しばらく宿所とした。義昭自らが寄宿の禁止を破ったことに対し、奉行人は「今度依御理、被移御座訖」と弁明し、向後、寄宿の禁止を保障すると述べている。⁽⁵⁴⁾

しかし、右の奉行人奉書は守られず、信長がその禁を犯した。と同時に、信長がそれを認めて本能寺に掲げた禁制が⑦である。

条々

本能寺

- 一 為定宿之間、余人寄宿停止之事 付四壁竹木不可伐採事
- 一 祠堂物之儀、御代々任御下知旨、不可有相違之事
- 一 非分諸役不可申懸之事

右於違背之輩者、速可被処嚴科者也、仍執達如件

元龜元年十二月日 (織田信長)
彈正忠(朱印)

第一条は、信長が本能寺を定宿に指定したから、余人の寄宿を禁止するというもので、信長は京に館を建てず、本能寺・妙覚寺を定宿とした。信長の本能寺宿陣は、同年八月二十三日に始まり、⁽⁵⁵⁾四度の在寺が確認される。四度目の時が本能寺の変で、信長寄宿の結果、本能寺は灰燼に帰した。当時の寺社が、寄宿禁止の制札を重視していた理由がわかるところである。第二条は祠堂銭や祠堂米を安堵したもので、位牌堂の供養料は寺院の大きな収入源の一つであった。

「能文」には②を最後に、幕府・戦国大名の禁制は見られない。江戸時代の京都所司代禁制が、数点残存しているのみである。

三 本興寺文書の禁制

本興寺の禁制の初見は本能寺よりやや遅く、③天文十八年（一五四九）の三好宗三禁制である。⁽⁵⁶⁾

禁制

摂州尼崎本興寺 并西門前

一 当手甲乙人乱妨狼藉事

一 陣取寄宿事 付伐採竹木事

一 相懸矢銭兵糧米等事

右条々堅被停止訖、若於違犯之輩者、所可被処敵科如件

天文十八年三月日

本能寺・本興寺文書の禁制について

(三好)
宗三(花押)

この文書で注目されるのは、宛所に「西門前」とあることで、本興寺門前町が、天文十八年にはすでに成立していたことを示している。

前述したように、天文十七年夏頃から翌年六月までの一年間は、細川晴元・三好宗三・六角定頼と細川氏綱・三好長慶・遊佐長教との戦争期であった。当時、尼崎には長慶方の富松城があり、晴元方の伊丹親興が攻略の機会を窺っており、尼崎が戦場となるのは必至と見られた。本興寺が晴元方に禁制を請求して保護を願い出たのは当然のことである。④進藤貞治禁制(前に少し触れた)・⑤塩川国満(摂津多田一庫城主)禁制・⑥細川晴元禁制・⑦伊丹親興(摂津伊丹城主)禁制などは皆反長慶方のものであり、日付も同じ天文十八年四月二日付(⑦のみ六日)であるから、尼崎の人々が如何に晴元方の軍勢の来攻を怖れていたか想像できる。そして、それが現実となったのは四月二十九日のことで、尼崎は宗三・親興の軍に火を放たれたが、本興寺は保護されて無事であった。④⑤⑥は③と同内容の禁制なので、⑦について見てみたい。

禁制

本興寺井門前

一 当手軍勢甲乙人乱妨狼籍事

一 陣取事 付剪採竹木事

一 相懸矢銭兵糧米事

一 諸役課役事

一 国質所質并請取沙汰事

一 殺生事

一 徳政事

右条々堅令停止訖、若於違犯族者、忽可加成敗者也、仍如件

伊丹大和守

天文十八年卯月六日

親輿（花押）

第四条は恒常的・臨時的な役負担の免除をいい、第五条はその国や場所の商人の荷物・金銭を抵当として差押えたり、それに類似する行為を禁止したもので、第七条は徳政令の適用から除かれることである。⁽⁵⁷⁾つまり⑦は、内容的に門前町の保護にも重点が置かれていたことが知られる（当時の基本的な都市特権を得ていたことの証明にもなる）。翌十九年三月二十八日、伊丹親輿は長慶と和睦して本興寺で会盟した。

弘治二年（一五五六）三月三日、長慶は本興寺へ門前寺内として貴布祢屋敷を寄進しているが、⁽⁵⁸⁾⑩は、それに対して掲げられたものである。

禁制

本興寺門前寺内貴布祢屋敷

一 当手軍勢甲乙人乱入狼籍事^{〔籍〕}

一 剪採竹木事 付陣取并殺生事

一 相懸箭錢兵糧米諸課役事

一 徳政同国質所質請取沙汰事^{付对寺家不及案内催促事}

一 当津衆家立事

右条々堅令停止訖、若於違犯之族者、速可処嚴科者也、仍下知如件

本能寺・本興寺文書の禁制について

弘治貳年三月日

(三好長慶)
築前守(花押)

本興寺寺内町は、前に引用した「証如上人日記」天文二十一年二月六日条で明らかのように、天文二十一年頃に建設が始まり、⑩によって弘治二年までには成立していたことがわかる。そこへ長慶が、新たに貴布祢屋敷を寄進したわけである。⑩第四条の「对寺家不及案内催促事」とは、領主である本興寺に断わりなく催促使を入れてはいけないということ、第五条は本興寺と直接関係のない尼崎衆(特に商工業者を対象にしたと考えられる)の門前寺内町への移住を禁止したものである。先の⑦と、この⑩によって本興寺が多くの特権を得ていたことを知ることができる。

⑩と同年の八月日付で発給されたのが⑪三好政生禁制で、文言は③禁制とほぼ同文である。政生は故三好宗三の子で、後の三好三人衆の一人釣閑齋宗渭である。後の「興文」(永禄元年)閏六月二十日付細川晴元書状・同三好政生書状⁽⁶⁰⁾によって、晴元方であったことがわかるが、⑪が発給された背景については不明な点が多い。

⑬三好之康禁制については①禁制のところでも少し触れた。⑭禁制の安宅冬康は長慶・之康の弟で、初め鴨冬と称した。⑬⑭は⑦の伊丹親興禁制に準拠しているが、諸役課役・徳政が無く、寄宿・喧嘩が加えられている。禁制の内容は、受給側が要請するものであったから、本興寺は伊丹親興の禁制を雛形としていたのであろうか。

⑯六角氏奉行人連署禁制については⑮禁制のところすでに触れた。⑮と文言は少し異なるが、内容は同じである。⑰禁制の発給者は不明である。東大史料編纂所の影写本「本興寺文書」には採録されていないので、花押は筆者末見である。

⑱幕府奉行人連署禁制の署判者は、中沢光俊と松田頼隆である。⑲より六日前の五月七日、幕府は政所執事加判署奉書を本興寺に下し、徳政を免除している。⑲に徳政の条が入っていないのは、そのためであろうか。⑲の第五条に

「不可撰敵御方事」とあるのは、門前寺内に出入りする人間を敵味方と区別してはならないということで、堺のように自由であることを認めたものである。

⑲永禄八年十月十五日付池田勝止禁制は、三好一族が將軍義輝を弑逆した後の混乱した時期に発給されたもので、勝止は三好方であった。同年九月十六日、京都妙蓮寺には反三好党の故細川晴元の残党、薬師寺彌長と大覚寺坊官が禁制を掲げている。⁽⁶²⁾

⑳織田信長禁制は、上洛を果した信長が諸方の寺社に発給したものの一つで、すでに述べたところである。㉑は幕府奉行人諏訪俊郷・松田秀雄の奉禁制であるが、尼崎周辺には三好三人衆方の敗残兵が多くおり、幕軍・織田軍による掃討戦が予測されたため、本興寺が保護を願い出て得たものである。㉒㉓には放火の禁止が入っている。翌永禄十二年三月、信長は尼崎四町を放火したが、本興寺は無事であった。右二点の禁制が利いたものであろう。それらの禁制を得られたのは、京都本能寺と両山一寺の關係があったからかも知れない。⁽⁶³⁾

㉔禁制の署判者篠原長重は長房の子、実長は長房と同族で後に自遁と称した人物で、ともに阿波三好氏の重臣である。元龜元年（一五七〇）、三好三人衆は信長打倒の兵を挙げ、九月には石山本願寺もそれに加わった（石山戦争の始まり）。また阿波・讃岐の軍勢が応援に加わり、二十八日、主將細川真之は本興寺を陣所としている。⁽⁶⁴⁾㉕は、そうした状況下で得たものである。したがって、寄宿の禁止は掲げられていない。㉖禁制は発給者不明であるが、㉗と発給日が同じであるので、三人衆側の有力人物（恐らく細川真之あたりかも知れないが、東大史料編纂所の影写本に採録されていないので、花押の照合は未了）と思われる。

㉘天正二年三月吉日付荒木村重禁制は、尼崎長遠寺の荒木村重禁制と同じ時に発給されたものである。信長は元龜三年に長遠寺の建立を認めており、そして村重が信長の意を奉じて長遠寺の寺内町建設を認めたのがこの時である。

本能寺・本興寺文書の禁制について

脇田修氏はそれについて「石山本願寺との対抗のなかで信長は、日蓮系寺内町を保護し、この経済力を間接的にせよ利用しようとしたと思われる。しかしまた、織田政権はこのような対抗関係のなかだけでなく、本来、公家寺社の権益を容認する政策をとっていた⁽⁶⁶⁾」と述べている。

おわりに

以上、能興両山所蔵の禁制について考察を加えてみた訳であるが、結論的なことは、すでに「一 両山所蔵禁制の概観」で述べたところである。要するに、(一)両山は三好氏と関係が深く、その動向に大きく左右されたこと、(二)法城を戦禍から守るため、両山が権力者の保護を得るのに努力を惜しまなかったこと、(三)本興寺は門前寺内町を有し、種々の都市特権を得ていたこと、などが明らかにされた。

紙数の関係で、点数の多い「本興寺文書」の禁制について詳しく述べられなかったのは遺憾であるが、文書発給の背景や文書内容については両山共通するところが多いので、「本能寺文書」の禁制考察により、ある程度補えるものと考えられる次第である。

註

(1) 京都本圀寺には禁制が数多く発給されたものと推定されるが、東京大学史料編纂所架蔵影写本(以下、東影本と略称)「本圀寺文書」には一点も無く、恐らく散佚してしまったものと思われる。

(2) 永禄五年三月日付根来寺快秀禁制。『兵庫県史』(史料編・中世一)四四七頁。

- (3) 『地域史研究』八「尼崎市立地域研究史料館紀要」(七一)一六～二七頁。
- (4) 本稿では戦国期に於ける禁制を扱うものであり、江戸時代の京都所司代の禁制などは含まれていない。
- (5) 『堺市史』(第二卷)一四七・三三三頁。『兵庫県史』(第三卷)二五三頁。
- (6) 『堺市史』(第四卷・資料編第一)一一八～九頁。
- (7) 『改定史籍集覧』(第一三冊・別記類)二二三頁。
- (8) 『石山本願寺日記』(上巻)六五〇頁。
- (9) 『兵庫県史』(史料編・中世一)四四三頁。以下、『県史料』と略称。「興文」は東影本「本興寺文書」を底本とし、『県史料』の「本興寺文書」を参照する。
- (10) 今谷明氏「室町幕府最末期の京都支配」(『史林』五八一三、七八頁)△同氏著『室町幕府解体過程の研究』(昭和六〇、岩波書店)に改稿再録、四七七頁▽
- (11) 註(10)の今谷明氏『史林』掲載論文の末尾にある山城国禁制一覧によると、天文一九・三・二六付東寺同境内宛禁制(「東寺百合文書」マ)、同二一・一・三一付清水寺成就院境内宛禁制(成就院文書)、同二二・三・一四付鳥羽城南宮宛禁制(真幡寸神社文書)、同二二・七・二九付法金剛院境内宛禁制(仁和寺文書「五」)などがある。これらの原文は今谷明・高橋康夫氏共編『室町幕府文書集成(八)奉行人奉書篇下』(昭和六一、思文閣出版)に収録されており、他に天文六・二・二六付迎称寺門前宛禁制(「水木直筋氏所蔵文書」)、同九・九・二七付禅林寺宛禁制(「禅林寺文書」)、同二五・五・三付一条村雲浄福寺宛禁制(「浄福寺文書」)、同二五・九・一七付東寺同境内宛禁制(「東寺百合文書」ひ)、同二五・一・一八付上京室町頭老町宛禁制(「上京文書」)、同二五・一・一九付西興寺宛禁制(「西興寺文書」)も収録されている。

本能寺・本興寺文書の禁制について

本能寺・本興寺文書の禁制について

- (12) 「能文」天文五年閏十月七日付管領細川晴元奉行人飯尾元連奉書案（『日蓮宗宗学全書』第二〇巻、二四六頁）。「能文」は東影本「本能寺文書」を底本とし、『日蓮宗宗学全書』（以下、『宗全』と略称）を参照する。
- (13) 唱師本『両山歴譜』（東影本）所載の繪旨写。心師本『両山歴譜』の転写本『両山歴譜写書継稿』所載の繪旨写は十月十四日となっているが、本文にも写し誤りがあるようであるから唱師本を取りたい。
- (14) この頃の本能寺の動向については、『日蓮教団全史』（上）、辻善之助氏『日本仏教史』（第五巻・中世篇之四）、糸久宝賢氏「室町時代における京都本能寺の展開」（『日蓮教学研究紀要』八）に詳しい。
- (15) 註（3）脇田氏論文参照。
- (16) 「能文」（天文十五年）九月二十五日付本能寺宛三好孫次郎範長書状（『宗全』二〇、二四九頁）
- (17) 『群書類従』（第二〇輯・合戦部）六一六頁。
- (18) 『県史料』四四五頁。『県史料』は三好実休禁制とするが、実休ならば豊前入道でなければならぬ。
- (19) 上記の考証は、筆者が第一回法華宗教学研究発表大会に於いて「本能寺所蔵中世文書について——『本能寺文書・什宝等目録』の一部補正——」と題して口頭発表したところであるので、略記するに止めた。
- (20) 「顕本寺文書」（東影本）。「堺市史」（第四巻・資料編第二）一一八頁。
- (21) 「能文」天文十四年八月二日付当寺雑掌宛細川晴元奉行人飯尾為清奉書案（『宗全』二〇、二四八頁）。註（19）参照。
- (22) 「離宮八幡宮文書」（東影本）。「島本町史」（史料編）四二八頁。
- (23) 「細川両家記」（註（17）六〇九頁）。改名の時期を十月とする説が一般的であるが、『後鑑』所収の八月十二日付三好長慶書状の存在により否定できる。
- (24) 「東福寺文書之一」（『大日本古文書』家わけ第二〇）一一九頁。

- (25) 「能文」(東影本)。「宗全」(二〇、二五九頁)は文言を②と同じとしているが、同文ではない。
- (26) 「淨福寺文書」(『京都浄土宗寺院文書』△昭和五五、同朋舎出版)一八二頁)
- (27) 「成就院文書」(東影本)。
- (28) 註(10)今谷明氏『史林』論文、一〇三頁。
- (29) 同右。
- (30) 「離宮八幡宮文書」(東影本)。「島本町史」(史料編)四二九〜三〇頁。
- (31) 「知恩院文書」(註(26)、五〜六頁)。
- (32) 「妙蓮寺文書」(東影本)。「高槻市史」(第三卷・史料編1)三二三頁。
- (33) 「興文」(『県史料』)四四一頁)
- (34) 註(19)に同じ。
- (35) 「細川両家記」(註(17)六一二頁)・「足利季世記」(註(7)二〇五頁)・「統応仁後記」(『改定史籍集覽』第三冊・通記類、九八頁)
- (36) 「能文」年未詳四月十八日付本能寺宛細川晴元書状(『宗全』(二〇、二六〇頁)。「宗全」は天文十八年と系年しているが、筆者はもう少し前と考える。
- (37) 『徵古文書』(甲集)一一八〜九頁。
- (38) 註(28)に同じ。
- (39) 「竜華秘書」(『宗全』一九、一六九〜七〇頁)
- (40) 註(10)今谷明氏『史林』論文、八二〜三頁。

本能寺・本興寺文書の禁制について

本能寺・本興寺文書の禁制について

- (41) 「成就院文書」(東影本)。註(11)『室町幕府文書集成』四八〇頁。
- (42) 「大徳寺文書之二」(『大日本古文書』家わけ第一七)二二五～六頁。大徳寺に対しては長慶も同年十月日付で禁制を掲げている。大徳寺は双方から禁制を得て寺門の安全を計ったのである。
- (43) 「竜華秘書」(『宗全』一九、一七二頁)
- (44) 『宗全』二〇、二六三～四頁)
- (45) 註(19)に同じ。
- (46) 「本法寺文書」(『宗全』二二、二三六～七頁)
- (47) 「妙蓮寺文書」(東影本)
- (48) 註(19)に同じ。
- (49) 奥野高広氏『足利義昭』(八人物叢書五五)昭和三五、吉川弘文館)一三三頁。
- (50) 「妙伝寺文書」(『大日本史料』第一〇編之一、一六〇頁)
- (51) 「妙頭寺文書」(『大日本史料』第一〇編之二、一五九～六〇頁)・「竜華秘書」(『宗全』二九、一六四頁)
- (52) 「妙蓮寺文書」(東影本)、『大日本史料』第一〇編之一、一〇七頁。
- (53) 「言繼卿記」永禄十一年十一月一日条(『大日本史料』第一〇編之二、二五八頁)。
- (54) 「能文」永禄十一年十二月二十一日付本能寺雜掌宛幕府奉行人連署奉書(『宗全』二〇、二六七～八頁・『大日本史料』第一〇編之一、二五九頁)
- (55) 「言繼卿記」(『大日本史料』第一〇編之四、八〇六頁)。
- (56) 脇田修氏は、註(3)論文で、同年卯月六日付伊丹親興禁制を初見とするが誤りである。

- (57) 註(3) 脇田氏論文による。
- (58) 註(9) に同じ。
- (59) 「浄福寺文書」の(永禄八年)三月七日付三好下野入道宗滑・三好日向守長逸連署書状の宗滑花押(『京都浄土宗寺院文書』二七三頁)と一致する。政生は一般に下野守政康として知られているが、一級史料に政康の名は無い。
- (60) 『県史料』四四五～六頁。
- (61) 永禄六年五月七日付幕府政所執事加判連署奉書(『県史料』四四八頁)。
- (62) 「妙蓮寺文書」(東影本)
- (63) 註(3) 脇田氏論文による。
- (64) 「細川両家記」(『群書類従』第二〇輯・合戦部、六三九頁)
- (65) 「長遠寺文書」(『県史料』四三二頁)
- (66) 註(3) 脇田氏論文。

(了)

〔 表 II 〕

戦国時代畿内近国日蓮門下寺院禁制一覧

※能興両山を除く、○印は本宗関係（含妙蓮寺）

	年 月 日	発 給 者	宛 所	文 書 名
1	○文明 5 / 9 / —	右衛門尉(久和 ^ハ)	顕本寺	和泉顕本寺文書
2	○天文15/ 8 / —	遊佐長教	顕本寺	〃 顕本寺文書
3	○天文16/ 3 / 21	篠原長政	妙蓮寺	山城妙蓮寺文書
4	天文16/ 4 / 1	篠原長政	西京法花寺	〃 妙顕寺文書
5	天文18/ 4 / —	三好政勝	京法花院	〃 妙顕寺文書
6	○天文18/ 6 / 28	芥河孫十郎	妙蓮寺	〃 妙蓮寺文書
7	天文19/ 7 / —	三好政勝	法花寺	〃 妙顕寺文書
8	天文19/ 7 / —	前越後守藤原	法花寺	〃 妙顕寺文書
9	天文20/ 2 / —	三好長慶	要法寺	〃 要法寺文書
10	弘治 4 / 5 / 6	幕府奉行人連署	妙顕寺	〃 妙顕寺文書
11	永禄 4 / 7 / 24	六角氏奉行人連署	一条本法寺	〃 本法寺文書
12	○永禄 4 / 8 / 21	六角氏奉行人連署	妙蓮寺	〃 妙蓮寺文書
13	○永禄 5 / 6 / 16	幕府奉行人連署	妙蓮寺	〃 妙蓮寺文書
14	○永禄 8 / 9 / 16	葉師寺弼長	妙蓮寺	〃 妙蓮寺文書
15	○永禄 8 / 9 / 16	大覚寺坊官連署	妙蓮寺	〃 妙蓮寺文書
16	永禄 9 / 7 / 3	幕府奉行人連署	妙顕寺	〃 妙顕寺文書
17	永禄 9 / 8 / —	篠原長房	山城国妙顕寺	〃 妙顕寺文書
18	○永禄11/ 9 / 20	幕府奉行人連署	妙蓮寺	〃 妙蓮寺文書
19	永禄11/ 9 / —	織田信長	妙伝寺	〃 妙伝寺文書
20	永禄11/ 9 / —	織田信長	妙顕寺	〃 妙顕寺文書
21	○永禄13/ 2 / —	篠原長房	妙勝寺	淡路妙勝寺文書
22	元龜 3 / 3 / —	織田信長	摂州尼崎内市場 巽長遠寺法花寺	摂津長遠寺文書
23	○元龜 3 / 12 / —	篠原恕朴(長房)	淡路国三立崎庄	淡路妙勝寺文書
24	天正 2 / 3 / —	荒木村重	摂州尼崎巽市場 法花寺内長遠寺	摂津長遠寺文書

本能寺・本興寺文書の禁制について